事業者 各位

新潟県土木部都市局都市政策課長

# 盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)の 規制区域指定後の手続きについて(通知)

日頃より、本県の宅地防災行政について御理解と御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。 新潟県では、令和7年7月18日から県土全域を盛土規制法に基づく規制区域として指定し、盛 土規制法の規制を開始します。

規制開始後は、一定規模以上の盛土等を行う場合は許可申請が必要となるほか、各種届出を要する場合がありますので、下記により適切にお手続きいただきますようお願いします。

記

#### 1 規制区域

別紙1のとおり

## 2 規制区域指定後に着手する工事の手続き概要

手続きの種類	対象となる工事	期限等	その他
(1) 許可申請	別紙2参照(別紙3は除く)	着手の標準処理	手数料必要
(法第 12 条第 1 項、第 30		期間*1前まで	標識掲示必要
条第1項)			
(2) 特定盛土等規制区域	別紙2参照(別紙3は除く)	着手の30日前ま	標識掲示必要
における小規模工事の		で	
届出(法第27条第1項)			
(3) 擁壁等の全部または	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で	着手の14日前ま	
一部の除却工事の届出	高さが2メートルを超えるもの、地	で	
(法第 21 条第 3 項、第 40	表水等を排除するための排水施設		
条第3項)	又は抑止ぐい等の全部又は一部の		
	除却の工事 <sup>※2、※3</sup>		
(4) 公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地等に	転用した日から	
に関する届出(法第21条	転用した場合	14 日以内	
第4項、第40条第4項)			

- ※1 土地の形質の変更 30 日、一時的な土石の堆積 14 日 (いずれも補正期間や閉庁日は含まない)
- ※2 公共施設用地は対象外(別紙3参照)
- ※3 (1)法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可を受けたもの、(2)第27条第1項に

基づく届出をしたものは対象外

#### 3 規制区域指定前に着手している工事の手続き

・ 規制区域指定の際に継続して行われている一定規模以上の盛土等については、「区域指定 日をまたぐ工事の届出」(法第21条第1項及び第40条第1項)が必要となります。詳細 は、令和7年6月17日付け都政第595号の3を参照願います。

### 4 手続きに必要な書類

・ 「盛土規制法に基づく許可申請の手引き」参照

#### 5 提出先

• 新潟県土木部都市局都市政策課 盛土対策係

# 6 提出方法

- ・ 原則として、新潟県電子申請システムにより手続きを実施してください。 (電子申請システムの URL は、今後、新潟県ホームページで公表予定)
- ・ 電子申請システムが利用できない場合は、正本1部、副本1部を持参または郵送により提出してください。

#### 7 留意事項

- ・ 手続きの詳細は、県ホームページに掲載している「盛土規制法に基づく許可申請の手引き」 をご覧ください。
  - ▼新潟県ホームページ URL

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-tetsuduki.html

▼新潟県ホームページ QR コード



・ 政令市である新潟市内の盛土等については、新潟市へ手続きを行ってください。 (新潟市 都市政策部 都市計画課 電話:025-226-2825)

【担当】新潟県土木部 都市局 都市政策課 盛十対策係 樺澤、米山

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL: 025-280-5932 FAX: 025-285-0624 E-mail: ngt160010@pref.niigata.lg.jp

# (別紙1)

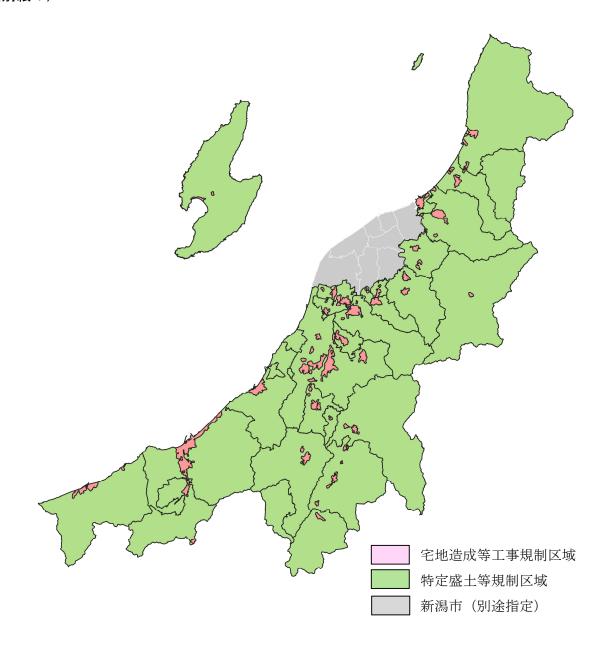


図1 盛土規制法に基づく規制区域

- ※規制区域の詳細は、以下からご確認ください。
  - ▼新潟県ホームページ URL

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-kuiki.html

▼新潟県ホームページ QR コード



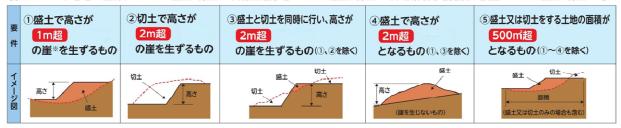
#### (別紙2)

#### 表 2-1 宅地造成等工事規制区域内において許可を要する工事

### 赤文字 宅地造成等工事規制区域で【許可】を要する工事

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

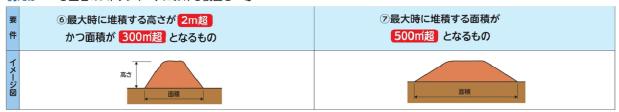


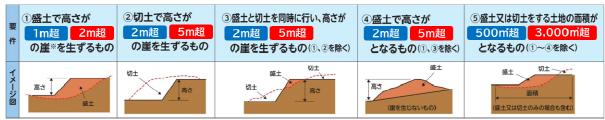
表 2-2 特定盛士等規制区域内において許可又は届出を要する工事

赤文字 特定盛土等規制区域で【許可】を要する工事

青文字 特定盛土等規制区域で【届出】を要する工事

### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

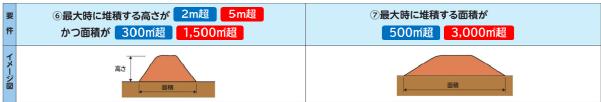
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等



# (別紙3)

表3-1 許可及び届出を要しない工事①

	区分	具体的な内容	
法の適用対象外	公共施設用地 (注1) に おける工事 (法第2条第1項第1号、 政令第2条、省令第1 条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	
<b>象</b> 外	その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの) ・その他土地利用のために土地の形質を維持する行為(例:グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等)	

表3-2 許可及び届出を要しない工事②

	区分	区分 具体的な内容	
とおいては、そのおりでは、そのおりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	災害の発生するおそれる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項 ただし書、法第30条第 1項ただし書、政令第5 条第1項各号、政令第 27条、政令第29条第1 項、省令第8条第1項各 号)	【他の法令等により確認が行われるもの】 ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(性2) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(性3) ・採石法に基づく岩石の採取(性4) ・砂利採取法に基づく砂利の採取(性5) ・土地改良法に基づく大薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等(性7) ・家畜伝染病予防法に基づく次薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等(性7) ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却(性5) ・产廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等(性6) ・土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等(性10) ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分(性11) 【森林施業に必要な作業路網の整備工事】 ・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された森材路、林業専用道作設指針に即して作設された必要最小限の土場等 【応急措置工事】 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人(性12)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 【一定規模以下の工事】 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの 【工事の施行に付随して行う土石の堆積(性13)】 ・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(性14)又はその付近(性16)に堆積するもの(性16)	
特例 (社17)	<ul><li>許可を受けたものと みなす工事 (法第15条各項、 法第34条各項)</li></ul>	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う (注18) 工事で、新潟県知事との協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事	

- 注1:公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。
- 注2:鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第 37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱 務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注3:鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 注4:採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注5:砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の 実施に係る工事
- 注6:土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 注7:火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注8:家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 注9: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注10:土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22 条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注11: 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された 放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃 棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定 による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しく は処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 注12:地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構のことをいいます。
- 注13:「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注14:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事の現場として取り扱います(図3-1参照)。特に本体工事の現場から離れた土地を現場として位置付ける場合には、許可不要である条件に合致することを客観的に確認できるようにするため、表3-3に記載の仕様の看板の設置を

### 請負契約書や施工計画書等に工 事現場として位置付けられた土地

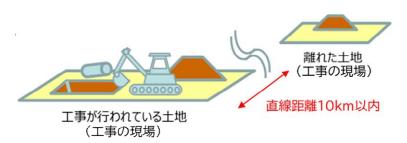


図3-1 「工事の現場」のイメージ

表3-3 工事の施行に付随して行う土石の堆積の場合に設置する看板

記載内容	・管理者の名称及び連絡先 ・本体工事工事名及び位置 ・土石の堆積期間及び搬出予定先
大きさ	・縦25cm×横35cm程度以上
材質	・木板、プラスチック板等

注15:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します(図3-2参照)。

#### 隣地に類する土地 (工事の現場の付近)

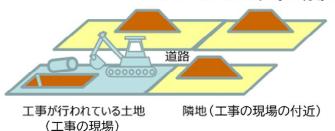


図3-2 「工事の現場の付近」のイメージ

注16: 残土処理場や流用先との工程調整等により、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、表3-3に記載の仕様の看板の掲示を行ってください。

注17: 法に基づく中間検査、定期報告等は必要となり、監督処分の対象にもなり得ます。

注18:以下の団体は、各団体の設置法施行令の「他の法令の準用」の規定により、盛土規制法において 国等とみなされ、許可の特例の適用を受けます。①住宅供給公社、②土地開発公社(政令市・中核 市以外の市町村のみで設立したものを除く)、③国立大学法人及び大学共同利用機関法人、④独立 行政法人国立高等専門学校機構、⑤独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)、⑥日本下水道事 業団、⑦独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、⑧独立行政法人水資源機構、⑨国立研 究開発法人森林研究・整備機構